

「諮問を要しない軽微な事項について」
(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

<目次>

- 1 [資料 8 5 - 6 - 1] 改正概要 1
- 2 [資料 8 5 - 6 - 2] 新旧対照表 6

「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について

平成30年3月23日
事 務 局

「諮問を要しない軽微な事項について」の改正

- 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請は、同法第169条第1号の規定に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会の必要的諮問事項となっているが、同条の規定により、同審議会が認めた軽微な事項については、諮問を要しないこととされている。
- 今般、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第6号)の施行に伴い接続約款に新たに記載されることとなる内容に関する次の2点の変更については、参入機会を拡大するため接続事業者の要望により柔軟に行われることが想定されるとともに、接続料・接続条件の考え方に変更を伴わない定型的なものであることから、あらかじめ軽微な事項として定めることとしたい。



① ネットワーク管理方針に定める通信量に関する基準(※)を緩和する約款変更

※上記基準は、現時点では以下を想定。

- ・回線当たりの利用帯域の上限
- ・「設定パターン」(通信宛先アドレス(利用事業者)と1回線当たりの利用帯域の組み合わせ)数の上限

規定案: 電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第10号の2に規定する通信量に関する基準(通信の宛先の数に関する基準を含む。)を緩和するもの

② 接続料が設置場所(相互接続地点)ごとに設定される関門系ルータ交換機能(※)について、新たな設置場所を追加する約款変更(接続料の設定方式に変更なし)

※今回の申請案ではIPoE接続が該当

規定案: 第一種指定電気通信設備接続料規則第4条の表5の項に規定する関門系ルータ交換機能のうち設置場所ごとに接続料が設定されているものについて、新たな設置場所を追加するため、これまでと同一の方式で接続料を設定するもの

(参考)NGNのネットワーク管理方針のルール化

○ 一部の通信を優先して伝送できるNTT東日本・西日本のNGN(次世代ネットワーク)の優先パケット関係の機能に関し、次のとおり措置。(電気通信事業法施行規則等の一部改正(平成30年総務省令第6号))

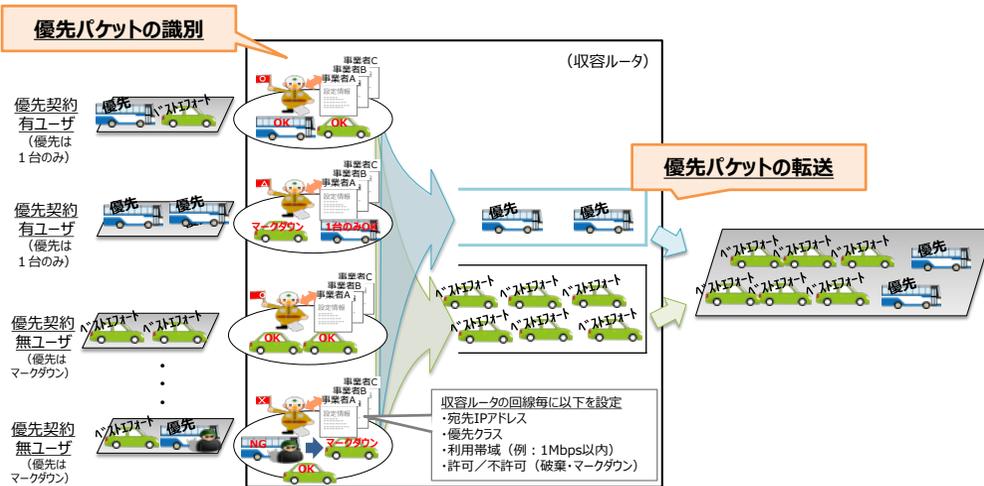
・NTT東日本・西日本がネットワーク管理を行うための方針を約款記載事項(認可事項)とする。
優先して取り扱う通信量に関する基準についても、ネットワーク管理方針に含むものとする。

・ネットワーク管理方針は、①通信の秘密の確保に支障がないこと、②利用者、電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いを行わないとすること、③その他通信の内容により不当な差別的取扱いを行わないとすること(コンテンツやアプリケーション等によりトラフィックを不当に差別的に扱わないこと。)の3要件を満たすものとする。

・優先パケット機能の利用に当たりNTT東日本・西日本が他事業者を求める情報提供について、①情報の範囲、②情報の提供を求める手続を約款記載事項とする。

【NGNの優先パケット関係機能の概要】 (優先通信を制御するイメージ)

【具体的な基準の内容】 (優先クラス) (本日諮問の約款変更案に明定)

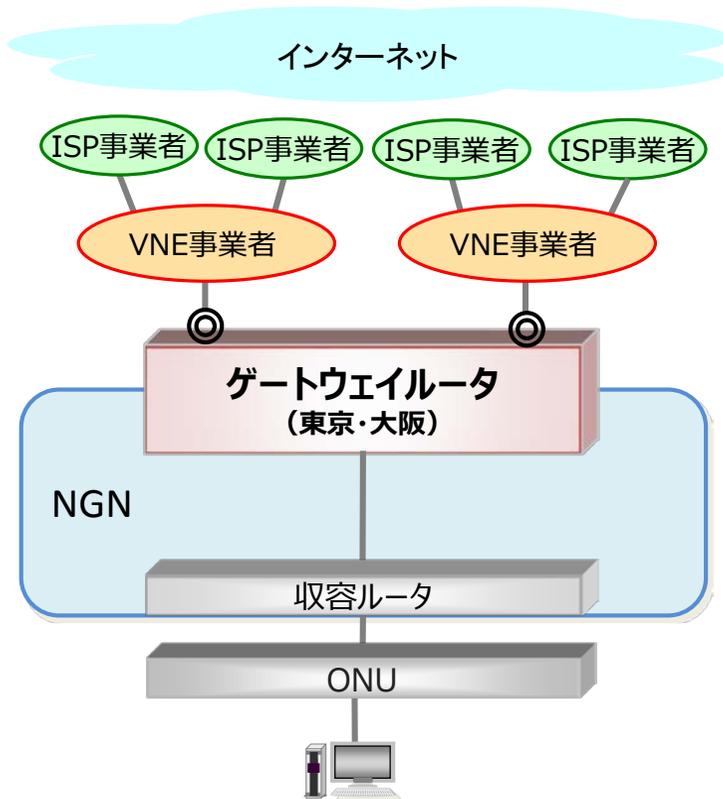


- (1) 1回線当たりの利用帯域の上限
 - 【音声通信】 4Mbps(ファミリー・マンション) 12Mbps(ビジネス)
 - 【データ通信】 1Mbps(ファミリー・マンション) 10Mbps(ビジネス)
- (2) 収容ルータに設定する「設定パターン」(通信宛先アドレス(利用事業者)と1回線当たりの利用帯域の組み合わせ)数の上限
 26パターン(ファミリー・マンション:13パターン、ビジネス:13パターン)

(参考)NGNのゲートウェイルータの設置場所の追加

- 接続事業者の要望により、NTT東日本・西日本は、平成30年度以降、NGNのIPoE接続に係るゲートウェイルータの設置場所を順次追加する予定。

【IPoE方式による接続】



【IPoE接続で新たにゲートウェイルータを設置する場所(平成30年度～)】

ゲートウェイルータ設置場所	カバーエリア
神奈川 ※	神奈川
千葉 ※	千葉
埼玉 ※	埼玉
北海道	北海道
栃木・茨城	栃木、茨城
群馬・山梨	群馬、山梨、新潟、長野
宮城・山形	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
兵庫 ※	兵庫、滋賀、奈良、和歌山、富山、石川、福井
愛知 ※	愛知、岐阜、静岡、三重
広島 ※	広島、岡山、鳥取、島根、山口、愛媛、香川、徳島、高知
福岡 ※	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※平成30年度設置(本日諮問の約款変更案に反映済み)

参考条文

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 (略)

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3～18 (略)

(審議会等への諮問)

第六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第八十八条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第九十九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第一百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第十六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二～四 (略)

○電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四

1・2 (略)

一～十 (略)

十の二 特定のケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下「優先ケット機能」という。)に関する次の事項

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針(優先ケット機能に係る通信量に関する基準を含む。)であつて、次の要件を満たすもの

(1) 通信の秘密の確保に支障がないこと。

(2) 当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

(3) その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

ロ (略)

十一・十二 (略)

3 (略)

○第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年総務省令第六十四号)

(機能)

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分		内容	対象設備
一～四 (略)			
五 中継系交換機能	関門系ルータ交換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	関門系ルータ
	(略)		
五の二～十四 (略)			

○諮問を要しない軽微な事項について（平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第五号）の一部改正案 新旧対照表

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

(略)

一〇三 (略)

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第百六十九号ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第六項の規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。

一 法第十二条の二第四項第二号ロ又はニの規定による電気通信設備の指定のうち、次に掲げるもの
1 次のイ又はロに掲げる場合における電気通信事業者が設置する電気通信設備の指定

イ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下「報告規則」という。）

第三条第一項の規定による固定端末系伝送路設備の設置状況に係る報告により算定された割合が電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第四条の三第一項に規定する割合を超えた場合

ロ 報告規則第三条第二項の規定による伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数に係る報告により算定された割合が施行規則第四条の四第二項に規定する割合を超えた場合

2 次のイ又はロに掲げる規定により指定された電気通信設備と同種の電気通信設備の指定

イ 法第三十三条第一項及び施行規則第二十三条の二第一項

ロ 法第三十四条第一項及び施行規則第二十三条の九の二第一項

二 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定に関する事案のうち、施行規則第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率を新たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを除く。

1 施行規則第十九条の五第一項の規定による消費者物価指数変動率として、同条第三項に規定する暦年における消費者物価指数変動率を用いるもの

2 施行規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因を用いるもの

三 法第三十条第六項の規定による総務省令の制定又は改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める場合を除く。）

四 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの

1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は変更するもの

2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するもの

四 (略)

1・2 (略)

3] 施行規則第二十三条の四第二項第十号の二に規定する通信量に関する基準（通信の宛先の数に関する基準を含む。）を緩和するもの

4] 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表五の項に規定する専門系ルータ交換機能のうち設置場所ごとに接続料が設定されているものについて、新たな設置場所を追加するため、これまでと同一の方式で接続料を設定するもの

5] （略）

五〇七（略）

（新設）

（新設）

3] 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備

五 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関する事案のうち、当該機能に関する資産及び費用の整理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの

六 法第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定のうち、次に掲げるもの

1 施行規則第二十七条の二の二第二項第二号に該当する電気通信役務を提供するものであって、報告規則第二条第一項の規定による契約等の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合

2 報告規則第二条第二項の規定による契約の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合

七 前各項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項として個別に認定したもの